

森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について

昭和54年8月23日付け54林野治第2015号
林野庁長官より各都道府県知事あて
〔最終改正〕平成27年3月24日付け26林整計第861号

森林整備保全事業の工事量は、今後ますます増大することが予想され、現場技術業務について、都道府県の職員のみで対応することは次第に困難になると見込まれている。

このような状況に対応して、今後における森林整備保全事業を円滑に推進するため、この度別紙のとおり森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領を定めたので、今後この要領を参考として適正な運営を図られたい。

別紙

森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領

第1 目的

この要領は、地方公共団体等が国の補助に係る森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の監督上必要な現場技術業務の一部（以下「現場技術業務」という。）を建設コンサルタント等に委託する場合の取扱いについて定め、現場技術業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 委託の範囲

委託できる現場技術業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 契約図書で施工方法、規格等の基準が定められている工事の出来高管理、品質管理、工程管理等の業務
- (2) 監督職員、請負業者、地元関係機関等との連絡業務
- (3) 監督職員の指示により行う次の事項に関する業務
 - ア 工事契約の変更に関する事項
 - イ 地元関係機関等との協議に関する事項
 - ウ 設計図書に記載されていない事項
- (4) その他特記仕様書で定めた事項

第3 委託対象工事

現場技術業務の委託は、工事件数、工事内容、現場条件、監督職員の数等を十分勘案して、監督職員のみでは契約の適正な履行の確保が困難な工事を対象として行うものとする。

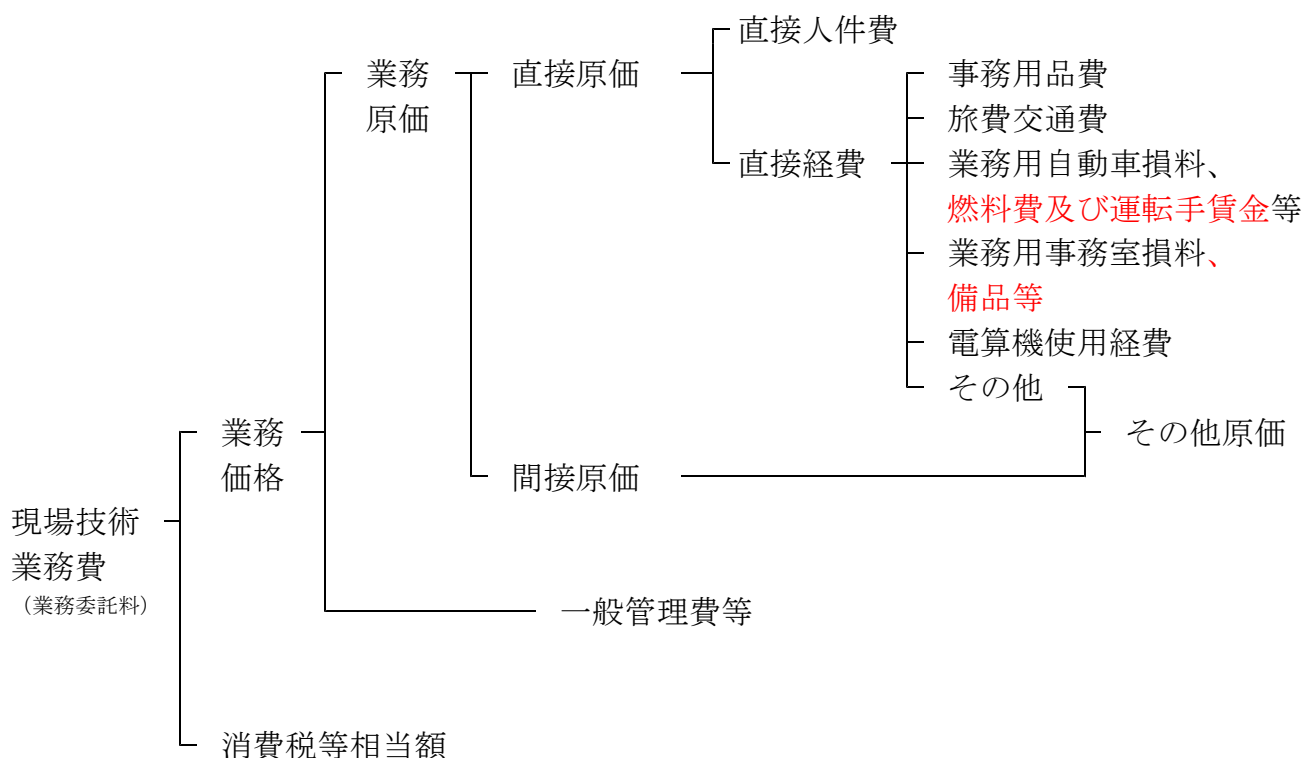
第4 委託先の選定等

- 1 現場技術業務の委託先は、原則として、現場技術業務を遂行する2の管理技術者等の職員を有する建設コンサルタント等とする。
- 2 技術者の資格区分は、別表に定めるところによる。

第5 現場技術業務の積算

現場技術業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。

1 現場技術業務費の構成



2 構成費目の内容

(1) 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。

ア 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者の資格区分は、別表に定めるところによるものとする。

イ 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- (ア) 事務用品費
- (イ) 旅費交通費
- (ウ) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
- (エ) 現場の雑役に従事する労務者の費用
- (オ) 業務用事務室損料及び備品費等
- (カ) 電算機使用経費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価および直接経費（積上計上するものは除く）からなる。

ア 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接

原価以外のものとする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。

ア 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。

イ 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等とする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税とする。

3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{実勢価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等})\} \times (1 + \text{消費税等率}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の積算

ア 直接人件費

直接人件費は、一般勤務費と超過勤務費の合計額とし、それぞれの積算は次のものとする。

(ア) 一般勤務費

一般勤務費は、委託期間に技術者の資格区分に応じた月額単価を乗じて得た額とする。

なお、委託期間は、月数単位（小数第2位を四捨五入し1位止め。）とし、技術者の月額単価は、別に定める技術者の基準日額に積算勤務日数（20日/月）を乗じて得た額とする。

(イ) 超過勤務費

超過勤務費は、必要に応じ1ヶ月当たり30時間を標準として計上し、1時間当たりの単価は、次の式により算定した額とする。

$$\text{1時間当たりの単価} = \text{基準日数} \times 1/8 \times A \times B$$

ただし、A：時間外割増率（125/100、ただし22時から5時の間は
150/100）

B：基本給構成比（0.5）

イ 直接経費

直接経費は、第5の2の(1)のイの各項目について実費を次により積算する。ただし、各項目の(ア)、(エ)、(オ)及び(カ)については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

(ア) 事務用品費

事務用品費は、原則として貸与又は支給することとし、特別な場合を除き積算しないが、積算する場合は下記による。

a 設計積算に関する業務の場合

設計積算に係わる期間の直接人件費×1/100

b 監督に関する業務の場合

監督に係わる期間の直接人件費×0.5/100

(イ) 旅費交通費

旅費交通費は、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算する。

ただし、業務場所から現地までの往復は、業務用自動車により行うものとし、交通費、日額旅費は精算しない。

a 通勤で業務を行う場合

本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内又は自家用自動車にて片道1時間以内（大都会近郊で一般交通機関を利用して通勤することが一般的と考えられる場合は、片道50km以内又は片道通勤時間が1時間30分以内。）については、交通費は計上しない。

b 滞在して業務を行う場合

通勤距離又は自家用自動車による通勤所要時間が前記aを超える場合は、交通費及び滞在費を積算する。

(a) 交通費

交通費は、本支店から業務場所までの運賃及び特急料（急行料）の往復で積算する。

区 分	適 用	備 考
片道50～100km未満	急行料	在来線積算を原則とする
片道100km以上	特急料	

(b) 滞在費

滞在費は、業務のため現地に滞在する費用とし、その積算は、発注者が定めている旅費に関する規則等の「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合。」を適用する。

なお、滞在費の対象日数は、月30日とし、契約後5日間は準備期間として積算の対象外とする。

- (ウ) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金
業務に必要な自動車に要する費用は、以下により積算する。
- 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1,500cc）とする。
 - 1日の運転時間は、3時間を限度として現場の状況により所要時間を計上し、燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。
 - 業務用自動車損料については、別に定めるところによる。
 - 運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。
 - 運転対象日数は、月20日とする。
- (エ) 現場の雑役に従事する労務者の費用
現場の雑役に従事する労務者の費用は、特別な場合を除き積算しない。
- (オ) 業務用事務室損料及び備品費等
業務用事務室損料及び備品費等は、原則として委託者が設置した現場事務所等を使用することとし、特別な場合を除き積算しない。
- (カ) 電算機使用経費
電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。
- ウ その他原価
その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$
ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。
- エ 一般管理費等
一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$
ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。
- オ 消費税等相当額
消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。

第6 現場技術業務委託費の変更の取扱い

現場技術業務委託費の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\frac{\text{変更現場技術業務委託費}}{\text{業務積算金額}} = \frac{\text{変更現場技術業務積算金額}}{\text{業務積算金額}} \times \frac{\text{直前の現場技術業務委託費}}{\text{直前の現場技術業務積算金額}}$$

(注) 1 変更積算業務価格は、当初の積算方法と同一の方法により行う。

2 直前の現場技術業務委託金額及び直前の現場技術業務積算金額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

1 直接人件費

直接人件費は、編成人員又は委託期間に変更のない限り変更しないものとする。

2 直接経費

ア 旅費・交通費は、委託期間又は業務内容の変更に伴い当初契約に係る旅費・交通費が変動する場合に限り、実績に関係なく委託者の積算に基づき変更する。

イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、委託期間が変更になった場合に限って、その増減に比例して変更する。

ウ 上記のア、イ以外の直接経費については、原則として変更の対象としないが、当初積算していた諸条件が大幅に変更になった場合は変更することができるものとする。

3 その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更する。

別表

技術者の名称	技 術 経 歴
<p>管理技術者 技師（A）</p>	<p>1 技術士法（昭和32年法律第124号）第14条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施工管理技師の資格を取得し、統括管理の業務経験が5年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者</p> <p>(5) （社）日本森林技術協会が行う林業技師の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p>
<p>技師（B）</p>	<p>委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 1級土木施工管理技師の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p>

	<p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(5) 林業技師の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者</p>
技師（C）	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技師の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者</p>
技術員	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技師の資格を取得した者</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同等以上の知識及び技術を有する者</p>